



国 監 告 第 1 4 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年3月22日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 藤 江 竜 三

随時監査結果報告書

1. 随時監査

(1) 種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項

(2) 概要

実施期間

ア. 事前調査

平成 30 年 3 月 1 日 (木) から平成 30 年 3 月 12 日 (月) まで

イ. 実施

平成 30 年 3 月 20 日 (火)

対象部局

教育委員会生涯学習課

(3) 対象事項及び範囲

対象事項

ア. 平成 29 年度国立市一般会計 (歳出)

緑川東遺跡出土大形石棒展示ケース及び体験用レプリカ製作委託料
(2 月 8 日支払分)

予算科目 10.06.05.13 (36)

支出額 6,770,520 円 (展示ケース)

4,466,880 円 (体験用レプリカ)

対象範囲

ア. 財務に関する事務の執行等

イ. 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

実施通知 平成 30 年 3 月 1 日 (木)

資料提出期限 平成 30 年 3 月 9 日 (金)

事前調査 事務局による調査 (前記のとおり)

実施 監査委員による監査 (前記のとおり)

ア. 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

共通事項

ア. 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ. 予算の執行の手続きは適正か。

ウ. 決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別事項

- ア．委託の相手方及び選定方法は適切か。
- イ．委託料の算定根拠は合理的な基準に基づき行われているか。
- ウ．委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。
- エ．委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

(6) 結 果

概 評

対象事項を監査した結果、良好であった。

個別事項

- ア．指摘事項 なし
- イ．要望事項 なし

以 上